

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9996)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	周辺の生活環境の保全に係る措置命令
概要	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言のほか、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第25条第3項 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第12条
処分基準	次の各号のいずれかに該当するものが、周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であつて、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となつておりと認められる事態及び周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態とする。 1 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音 2 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気 3 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛 4 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物
ホームページ	
備考	